

# 貧困の連鎖の防止（安心・安全な社会の実現）

## 目的

社会の分断や二極化をもたらす貧困・格差やその連鎖を防止するために、生活困窮世帯の次世代支援や、高年齢や障害等により受入先がない矯正施設退所者の地域社会への復帰を支援することにより、安心・安全な社会の実現を目指す。

※ 第178回総理所信表明演説（抜粋）  
「総合的な子ども・子育て支援を進め、若者世代への支援策の強化を図ることが必要です。」  
「『全員参加型社会』の実現を進めるとともに、貧困の連鎖に陥る者が生まれないうような確かな安全網を張らなければなりません。」

※ 「社会保障・税一体改革成案」  
貧困・格差対策 ～重層的なセーフティネットの構築～  
4. 第2のセーフティネットの構築  
b 複合的困難を抱える者への伴走型支援  
5. 最後のセーフティネットである生活保護の見直し  
・ 子どもの貧困連鎖の防止

## 取り組むべき課題

- 生活保護受給者の急増への対応
- 生活保護世帯の子どもが大人になって再び生活保護を受給するという「貧困の連鎖」の解消

- 受入先がない自立困難者の再犯予防
- 矯正施設（刑務所等）を退所した生活困窮者が地域で暮らせる仕組みの確保

## 課題への対応

**子どもの健全育成支援の強化**  
生活保護世帯などへの養育相談、学習支援等

**地域生活への定着促進**  
出所時の居所の確保、一貫した相談支援の提供

## 期待される効果

- ・ **次世代の人材育成**
- ・ **子どもの学力や進学率の向上**
- ・ **貧困による希望格差の解消**

- ・ **適切な福祉サービス等の活用**
- ・ **地域社会への復帰**
- ・ **再犯防止**

**貧困の連鎖の防止**

# 子どもの健全育成支援事業(貧困連鎖の防止)の実施

平成24年度要求額〔要望枠〕 : 53億円

- 直近の生活保護受給者数は204万2千人(H23年6月)となり、終戦直後の過去最多受給者数(204万6千人)を超える見込み。
- 生活保護世帯の子どもが、大人になって再び生活保護を受給するというケースも多数。「貧困の連鎖」を防止することが喫緊の課題。(※「社会保障・税一体改革成案」で、生活保護の見直しの項目として整理。)

- 生活保護世帯の子どもの高校進学率は、一般世帯に比べ10%程度低い状況。

	生活保護世帯	一般世帯
高校進学率	89.5%	98.2%

※1 厚生労働省社会・援護局保護課調べ(平成23年4月1日現在)

※2 平成23年度学校基本調査(速報)(文部科学省)

【考えられる要因】

- ・親が教育や進学について、熱意や関心がないことが、子どもにも影響。
- ・生活が不規則であったり、学習習慣が身につけていないことなどから、基礎学力が乏しい。

- 先駆的に、民間の支援団体等と協働して学習支援等を行った自治体では、参加した子どもの進学率が一般世帯並になるなどの効果がみられた。

埼玉県の例	H21生保世帯全体	H22事業参加者
高校進学率	86.9%	97.5%

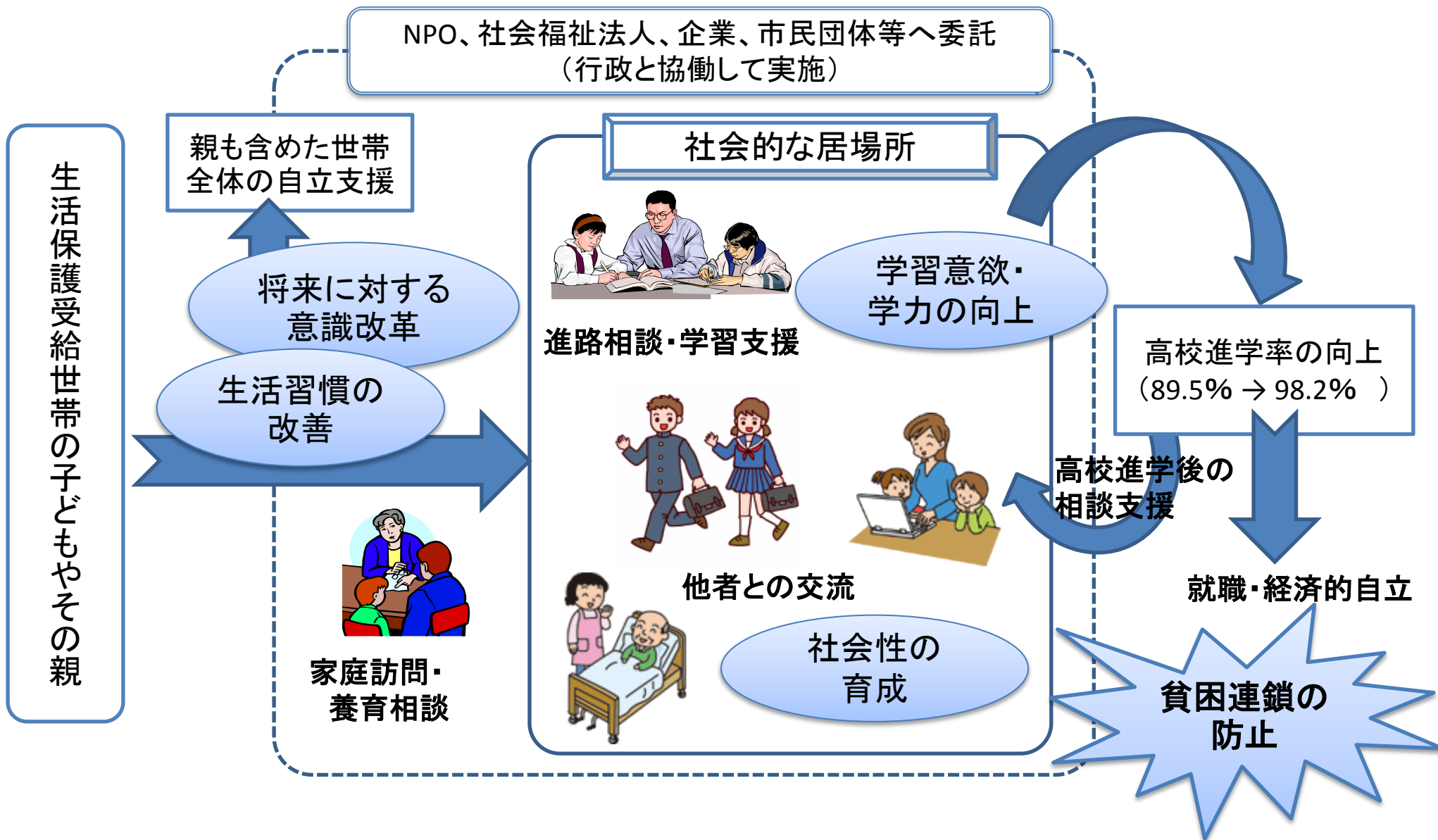
生活保護世帯などの子どもに対する学習支援の取組について、親への養育相談の実施や高校進学後のサポートなどの機能強化を図るとともに、全国的な実施を図る。

【養育相談の充実】 子どもの養育や、基本的な生活習慣の改善等に関する相談支援のための家庭訪問を実施  
→ 進学や将来への意識が低い者への意識改革(学習支援の場への参加促進)  
→ 生活習慣の改善を図ることにより、子の親も含めた世帯の自立支援

【高校進学後のサポート】 高校に進学した生徒も、中学生の相談役等として学習支援の場に参加  
(高校中退の防止) → 高校進学後の状況把握や相談を行うなど高校進学後もサポート(高校中退を防止)  
→ 高校生にも中学生を支援する立場としての役割を付与することにより、社会性を醸成

生活保護世帯などの子ども・子育てを支え、貧困や貧困による希望の格差を解消し、「貧困の連鎖」の防止を図る。

# 子どもの健全育成支援事業(貧困連鎖の防止)の概要



# 地域生活定着促進事業

平成24年度要求額〔要望枠〕：13億円

- 高齢又は障害により自立が困難な矯正施設退所者に対し、退所後直ちに福祉サービス等につなげ、地域生活に定着をはかるため、各都道府県の「地域生活定着支援センター」と保護観察所が協働して進める地域生活定着促進事業を推進する。
- 地域生活定着支援センターで、①入所中から帰住地調整を行うコーディネート業務、矯正施設退所後に行う②社会福祉施設入所後の定着のためのフォローアップ業務及び、③退所後の福祉サービス等についての相談支援業務を一体的に行うことにより、社会復帰と再犯防止に寄与する。

(参考)○受入先がない高齢者又は障害を抱え自立が困難な者は約1,000人/年(平成18年法務省特別調査)

○65歳以上の満期釈放者の5年以内刑務所再入所率は約70%、65歳以上の高齢再犯者のうち約4分の3が2年以内に再犯に及んでいる(平成19年版犯罪白書)

○知的障害者又は知的障害が疑われる者のうち犯罪の動機が「困窮・生活苦」であった者は36.8%(平成18年法務省特別調査)

